令和3年海事代理士試験 筆記試験問題

1時限目(9:00~10:30)

- 1. 憲法
- 2. 民法
- 3. 商法
- 4. 国土交通省設置法

1. 憲法

1.	次の文章は日本国憲法の条文である。	に入	る適切な語句を	:解答欄に記入
7	せよ。(5点)			
(1	1) すべて国民は、個人として尊重される。	。生命、自由	及び	に対する国民
	の権利については、公共の福祉に反しな	い限り、立法・	その他の国政の	上で、最大の
	尊重を必要とする。			
(2	2) 最高裁判所は、その長たる裁判官及び	法律の定める	員数のその他の	裁判官でこれ
	を構成し、その長たる裁判官以外の裁判	官は、	でこれを任	命する。
(3	3) 内閣は、国会の臨時会の召集を決定す	ることができ	る。いづれかの	議院の総議員
	の 以上の要求があれば、内閣	は、その召集	を決定しなけれ	ばならない。
(4	4) 内閣は、国会及びに対し、	定期に、少く	とも毎年一回、	国の財政状況
	について報告しなければならない。			
(5	5) 勤労者の団結する権利及び	その他の団体を	行動をする権利	」は、これを保
	障する。			

- 2. 日本国憲法及び判例を参照した次の(r)~(r)~(r)0について、正しい場合は(r)0を、誤っている場合には(r)2を、解答欄に記入せよ。(r)3点
 - (ア) 両議院の会議は、出席議員の過半数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
 - (イ) 我が国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されている。
 - (ウ) 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又 はその他の刑罰を科せられない。
 - (エ) 内閣総理大臣が欠けたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。
 - (オ) 憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほかに、教科書、学用品その 他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解す ることはできない。

2. 民法

1			民法の条文である。[に入る通	適切な語句を解答欄に記	入せよ。
	((5点)				
	(1)	私権は、	 に適合しなけ;	ればならない。		
	(2)	二人が互い	に同種の目的を有す	る債務を負担する	る場合において、双方の	債務が弁
		済期にあると	きは、各債務者は、	そのこと	ついて相殺によってその	債務を免
		れることがで	きる。ただし、債務の	性質がこれを許	さないときは、この限り	でない。
	(3)	債権者が保	証人に債務の履行を	請求したときは、	保証人は、まず主たる	債務者に
		をす	べき旨を請求するこ	とができる。たた	どし、主たる債務者が破	産手続開
		始の決定を受	けたとき、又はその	行方が知れないと	ときは、この限りでない	0
	(4)	当事者が雇	用の期間を定めなか	ったときは、各当	当事者は、いつでも解約	の申入れ
		をすることが	できる。この場合に	おいて、雇用は、	解約の申入れの日から	
		を経過するこ	とによって終了する。			
	(5)	相続人は、	をしたときは	は、無限に被相続	人の権利義務を承継する	5.

- 2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しい場合は○を、誤っている場合は×を、 解答欄に記入せよ。(5点)
 - (1) 詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができる。
 - (2) 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。
 - (3) 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。
 - (4) 占有者がその占有を妨害されるおそれがあるときは、占有保持の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。
 - (5) 成年被後見人の法律行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為であって も取り消すことができる。

3. 商法

1	. 次の文章は商法の条文を抜粋したものである。
	欄に記入せよ。(5点)
	(1) 航海中の船舶を譲渡したときは、その航海によって生ずる損益は、 に
	帰属する。
	(2) 法令に違反して又は個品運送契約によらないで船積みがされた運送品について
	は、運送人は、いつでも、これをすることができ、船舶又は積荷に危害
	を及ぼすおそれがあるときは、これを放棄することができる。
	(3) 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、
	船積みがあった旨を記載した を交付しなければならない。
	(4) 船舶と他の船舶との衝突に係る事故が生じた場合において、衝突したいずれの船
	舶についてもその船舶所有者又は船員に過失があったときは、裁判所は、これらの
	過失の軽重を考慮して、各船舶所有者について、その衝突によるの責任
	及びその額を定める。
	(5) 船舶先取特権は、その発生後 を経過したときは、消滅する。

- 2. 法令の規定を参照した次のア〜オについて、正しい場合は○を、誤っている場合は ×を、解答欄に記入せよ。(5点)
 - ア. 船舶共有者は、船舶管理人を選任しなければならず、船舶共有者が船舶管理人を 選任したときは、その通知をしなければならない。
 - イ. 船長は、海員がその職務を行うについて故意又は過失によって他人に加えた損害 を賠償する責任を負う。ただし、船長が海員の監督について注意を怠らなかったこ とを証明したときは、この限りでない。
 - ウ. 船舶又は積荷その他の船舶内にある物の全部又は一部が海難に遭遇した場合において、これを救助した者があるときは、その者は、正当な事由により救助を拒まれたにもかかわらず、救助したときであっても、その結果に対して救助料の支払を請求することができる。
 - エ. 船舶を保険の目的物とする海上保険契約については、保険期間の始期における当該船舶の価額を保険価額とし、貨物を保険の目的物とする海上保険契約については、 その船積みがされた地及び時における当該貨物の価額及び保険に関する費用の合計額を保険価額とする。
 - オ. 船舶の抵当権と船舶先取特権とが競合する場合には、船舶の抵当権は、船舶先取 特権に優先する。

4. 国土交通省設置法

- 1. 次に掲げる法令として適当なものを、以下の選択肢ア~カの中から選び、その記号を 解答欄に記入せよ。(3点)
 - (1) 国土交通省海事局に船員政策課を設置することを規定する法令
 - (2) 国土交通省に地方運輸局を設置することを規定する法令
 - (3) 神戸運輸監理部海上安全環境部に船舶安全環境課を設置することを規定する法令

【選	ŀΠ	吐	1
【】共1	ハ	カマ	1

【選択胶】
ア 国土交通省設置法 イ 国土交通省組織令 ウ 国土交通省組織規則
エ 地方整備局組織規則 オ 地方運輸局組織規則 カ 神戸運輸監理部組織規程
2. 次の文章について、 に当てはまる適切な語句を、以下の選択肢ア〜スの中
から選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)
(1) 国土交通省海事局において、船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のう
ち、船舶の乗組員の資格に係る事務を所掌しているのは、 である。
(2) 国土交通省海事局において、船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関す
る事務を所掌しているのは、 である。
(3) 地方運輸局において、海事思想の普及及び宣伝に関する事務を所掌しているのは、
海事振興部又はここのである。
(4) 近畿運輸局海上安全環境部には、監理課、船員労働環境・海技資格課、
の3課が置かれている。

【選択肢】

ア 総務課 イ 安全政策課 ウ 船員政策課 エ 外航課 オ 船舶産業課

カー検査測度課 キー海技課 クー海上運送事業課 ケー船舶安全環境課

コ 海事部 サ 総務企画部 シ 海事振興部 ス 海上安全環境部

- 3. 次の文章において、正しい場合は解答欄に○を、誤っている場合は解答欄に×を記入 せよ。(3点)
 - (1) 福井県を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称は北陸信越 運輸局であり、その位置は新潟県である。
 - (2) 海事事務所のうち、宮城県に置かれるものは石巻海事事務所及び塩釜海事事務所 の2カ所である。
 - (3) 地方運輸局において、海事代理士に関する事務を所掌しているのは、海事振興部 又は海事部である。

令和3年海事代理士試験 筆記試験問題

2時限目(10:50~11:50)

- 5. 船員法
- 6. 船員職業安定法
- 7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

5. 船員法

び、							欄の語群の中から選 そるのは2回までと
(1)						_	通信長、通信士及は、アリ以外の
(2						は、	初日を含めて エ
(5)			間には、停泊日数			7/ - ≠	/#: m. 日 > - > > ~ > 1
(3)					·		備船員については、 t、 オ は、その
	·						、 <u></u> 」は、こと ‡を定めたものとみ
	なす。						
(4)						-	>なくとも三十日前
						い船舶	的所有者は、一箇月
(5			の <u>ク</u> を支払れ 員を使用する船舶			i合σ)定めるところによ
(0)							これを国土交通大
					<u></u> 更したときも同様と		
【語君	¥1						
	〒1 雇用契約	2.	雇止契約	3.	雇入契約	4.	労使協定
⑤ .	就業規則	6.	労働協約	7.	戒告	8.	解雇
9.	けん責	10.	減給	11.	損害賠償	12.	予告手当
13.	失業手当	14.	雇止手当	15 .	船長	16.	船員
17.	職員	18.	司厨員	19.	部員	20.	予備船員
21).	五日	22.	十日	23.	十五日	24.	三十日

- 2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには× を解答欄に記入せよ。(8点)
 - (1) 船長は、国土交通省令の定めるところにより、発航後直ちに船舶が航海に支障ないかどうかその他航海に必要な準備が整つているかいないかを検査しなければならない。
 - (2) 船舶所有者は、船員に対する債権と給料の支払の債務とを相殺してはならない。 但し、相殺の額が給料の額の三分の一を超えないとき及び船員の犯罪行為に因る損害賠償の請求権を以てするときは、この限りでない。
 - (3) 船舶所有者は、船舶が雇入契約の成立の時における国籍を失つたとき、雇入契約を解除することができる。
 - (4) 船員の報酬が歩合によつて支払われる場合においては、その歩合による毎月の額 が雇入契約に定める一定額に達しないときでも、その報酬の額は、その一定額を下 つてはならない。
 - (5) 船舶所有者は、休息時間を一日について三回以上に分割して船員に与えてはならず、休息時間を一日について二回に分割して船員に与える場合において、休息時間 のうち、いずれか長い方の休息時間を六時間以上としなければならない。
 - (6) 有給休暇を与うべき時期及び場所については、船舶所有者と船員との協議による。 有給休暇は、労働協約の定めるところにより、期間を分けて、これを与えることが できる。
 - (7) 船長は、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及 びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に 関し国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。
 - (8) 船舶所有者は、船員が職務上行方不明となつたときは、三箇月の範囲内において、 行方不明期間中毎月一回、国土交通省令の定める被扶養者に標準報酬の月額に相当 する額の行方不明手当を支払わなければならない。但し、行方不明の期間が一箇月 に満たない場合は、この限りでない。
- 3. 船員法第18条第1項の規定に基づき、船長は、国土交通省令の定める場合を除いて、 船舶国籍証書又は国土交通省令の定める証書の他にどのような書類を船内に備え置かな ければならないか3つ答えよ。(3点)

6. 船員職業安定法

	生令の規定を参)番号を解答欄				[[入る適切が	な語句を	下欄の語	詳から選び、
(1) 派遣先は め、国土交 らない。								
(2	船員職業して他人ののを含まな	指揮命	命令を受け						て人を船員と こ該当するも
(3	船員派遣きは、遅滞いて、当該あるときはしなければ	なく、 変更に 、当該	その旨を に係る事項 核事業所に	宝土交通 取が船員派	大臣に 遣事業	届け出なけ を行う事業	ればなり き所の	5ない。こ ウ に	に係るもので
(4	:) 船舶所有: 者から、い:					者及び募集 受けてはな	,	は、 <u>募</u>	集に応じた
(5 【語		事業の)許可の有	「効期間は	、当該許	・可の日か	ら起算し	てオ	とする。
1.	管理	2.	変更	3.	廃止	4.	10年	5.	配置
6.	新設	7.	責任者	8.	3年	9.	任命	10.	5年
	受託者		委託者	13.	船員	14.	指名	15.	2年
16.	登録	17.	供給	18.	移転	19.	雇用	20.	管理者
21.	1年	22.	労務	23.	選任	24.	監督者	25.	改修
2.	次の(1)~(5	5)の名	外文章につ	かて、正	しいもの	のに○、誇	引っている	るものに×	くを付した場

- 2. 次の(1)~(5)の各文章について、正しいものに \bigcirc 、誤っているものに \times を付した場合の組合せを、下欄の1~4の選択肢から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)
 - (1) ア. 船員派遣の役務の提供を受けようとする者は、船員派遣契約の締結に際し、 当該船員派遣契約に基づく船員派遣に係る派遣船員を特定することを目的と する行為をしないように努めなければならない。
 - イ. 無料船員職業紹介事業者でない者は、その名称又はその有する施設の名称 中に船員職業紹介を行う者であることを示すような文字を用いてはならない。

- (2) ア. 船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を 代表する協同の団体又は営利団体で船員職業安定法第34条第1項各号の条件 を具備するものは、国土交通大臣の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業 を行うことができる。
 - イ. 船員派遣元事業主は、自己の名義をもって、他人に船員派遣事業を行わせてはならない。
- (3) ア. 労働組合等は、国土交通大臣の許可を受けたときは、有料の船員労務供給事業を行うことができる。
 - イ. 船員派遣元事業主は、船員職業安定法第77条第1項の派遣元管理台帳を5 年間保存しなければならない。
- (4) ア. 船員派遣契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
 - イ. 船員職業安定法で「派遣船員」とは、船舶所有者が常時雇用する船員であって、船員派遣の対象となるものをいう。
- (5) ア. 無料船員職業紹介許可事業者は、その業務に関して国土交通省令で定める 帳簿書類を作成し、その事務所に備え置かなければならない。
 - イ. 船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業 を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る事業計画書及び収支予算書を作 成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

【選択肢】

1. ア-〇 イ-〇 2. ア-〇 イ-× 3. ア-× イ-〇 4. ア-× イ-×

7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、 に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(11点)
(1) 小型船舶操縦士の免許(操縦免許)は、 <u>ア</u> 小型船舶操縦士、 <u>イ</u> 小型船舶操縦士、 <u>ウ</u> 小型船舶操縦士の資格の別に行う。また、この法律を適用する場合においては、 <u>ア</u> 小型船舶操縦士の資格は、 <u>イ</u> 小型船舶操縦士の資格の上級とする。
(2) 小型船舶操縦士は、操縦免許証を滅失し、又は <u>エ</u> したときは、操縦免許証再 交付申請書を国土交通大臣に提出し、操縦免許証の再交付を申請することができる。
(3) 小型船舶操縦士国家試験(操縦試験)を受ける者が登録 <u>オ</u> の課程を修了している場合は、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。
(4)特定漁船とは、一人で操縦を行う構造の船舶であってその運航及び機関の運転に関する業務の内容が総トン数 カートン未満の船舶と同等であるものとして、次に掲げる基準に適合する総トン数 カートン以上の漁船であって長さ二十四メートル未満のもののうち、その用途、航海の態様、機関等の設備の状況その他のその航行の安全に関する事項を考慮して国土交通大臣が告示で定める事項に適合すると認められるものをいう。 ①沿海区域の境界からその外側 キー海里以遠の水域を航行しないものであること②総トン数 クートン未満のものであること ③出力 ケーキロワット未満の推進機関を有するものであること
(5) 操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる期間の コ を通じて本邦 以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、当該更新期間前に当 該操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる。
(6)海技免状の有効期間が満了する日の <u>サ</u> 前の日の前日までに有効期間の更新がされた海技免状の有効期間の起算日は、海技免状が交付された日とする。
2. 小型船舶操縦士の免許 (操縦免許) の申請に関する法令の規定を参照した次の文章中、 に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(5点)
操縦免許を申請する者は、操縦免許申請書に次に掲げる書類を添えて、アの地方運輸局等のうち国土交通大臣が指定するものを経由して国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、平成十五年六月一日以降に交付された操縦免許証を受有する小型船舶操縦

- 士は、③に掲げる書類を提出することを要しない。
- ① イ 証明書(特定操縦免許を申請する場合であって、申請する特定操縦免許と同一の資格に係る操縦免許を既に有しているときを除く。)
- ② ウ 講習課程を修了したことを証明する書類(特定操縦免許を申請する場合に限る。)
- ③本籍の記載のある エ の写し(外国人にあっては、権限ある機関が発行する国籍、 住所、氏名、出生の年月日及び性別を証明する書類)
- ④小型船舶操縦士又は海技士にあっては、操縦免許証又は海技免状の写し
- ⑤ オ 以外の小型船舶について行う限定がされていない操縦免許を申請する者にあっては、登録 オ 講習の課程を修了したことを証明する書類
- 3. 海技試験に関する次のア〜エのうち、正しいものを1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(2点)
 - ア. 三級海技士(航海)の資格についての海技試験に対する受験資格を有する者は、四級海技士(航海)の資格についての海技試験を受けることができる。
 - イ. 海技士(通信)及び海技士(電子通信)の資格についての海技試験は、試験開始期 日当日に十七歳九月に達する者は、受けることができる。
 - ウ. 海技試験を申請する者は、指定医師により試験開始期日前三月以内に受けた検査の 結果を記載した海技士身体検査証明書を提出しなければならない。
 - エ. 登録船舶職員養成施設の課程を修了した者が当該登録船舶職員養成施設の発行する 修了証明書を添えて海技試験の申請をしたときは、学科試験のうちの筆記試験を免除 する。ただし、当該海技試験の開始期日前に当該養成施設の課程を修了した日から起 算して十年を経過する場合は、この限りでない。
- 4. 三級海技士(航海)試験(身体検査及び口述試験)を受けるためには、次の乗船履歴 表に定める乗船履歴を有しなければならない。

(乗船履歴表)

船舶	期間	資 格	職務
・総トン数千六百トン以上の沿海区域	三年以上		船舶の運航
を航行区域とする船舶			
・総トン数二十トン以上の近海区域又			
は遠洋区域を航行区域とする船舶			
・総トン数二十トン以上の乙区域又は			
甲区域内において従業する漁船			
・総トン数五百トン以上の沿海区域を	二年以上	四級海技士 (航海)	航海士(一等航
航行区域とする船舶			海士を除く。)
・総トン数二十トン以上の近海区域又			

は遠洋区域を航行区域とする船舶			
・総トン数二十トン以上の乙区域又は			
甲区域内において従業する漁船			
・総トン数二百トン以上の沿海区域を	一年以上	四級海技士(航海)	船長又は一等航
航行区域とする船舶			海士
・総トン数二十トン以上の近海区域又			
は遠洋区域を航行区域とする船舶			
・総トン数二百トン以上の丙区域内に			
おいて従業する漁船			
・総トン数二十トン以上の乙区域又は			
甲区域内において従業する漁船			

令和3年10月1日時点で年齢が45歳であり、以下の①~③の経験を有する者が、令和3年10月1日を試験開始期日とする三級海技士(航海)試験(身体検査及び口述試験)を受けようとするに当たり、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の規定により必要な乗船履歴として認められる期間を解答欄に記入せよ。この際、①~③の履歴について、合算したものを解答するものとする。なお、以下に記載された履歴に係る船舶は、いずれも船舶職員及び小型船舶操縦者法が適用されているものとする。(2点)

- ①25歳から28歳までの間に、甲板部の航海当直部員として、甲区域内において従業する総トン数50トンの漁船に乗り組み、船舶の運航に関する職務を2年行った履歴
- ②32歳から36歳までの間に、甲板部の航海当直部員として、乙区域内において従業する総トン数33トンの漁船に乗り組み、船舶の運航に関する職務を1年8月行った履歴
- ③四級海技士(航海)の資格についての海技免状の交付を受けた後、40歳から42歳までの間に、遠洋区域を航行区域とする総トン数1,000トンの船舶に乗り組み、二等航海士の職務を1年2月行った履歴

令和3年海事代理士試験 筆記試験問題

3時限目(13:00~15:10)

- 8. 海上運送法
- 9. 港湾運送事業法
- 10. 内航海運業法
- 11. 港則法
- 12. 海上交通安全法
- 13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- 14. 領海等における外国船舶の航行に関する法律

8. 海上運送法

法令の規定を参照した次の文章中、 に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。 (10点)
(1) 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、 <a>ア ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
(2) 一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、 イ 計画(指定区間に係るものを除く。)を定め、国土交通省令の定める手続きにより、運航を開始する日までに、国土交通大臣に届け出なければならない。
(3) 一般旅客定期航路事業者は、 ウ 又は エ を選任し、又は解任したときは、 国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
(4) 一般旅客定期航路事業者がその <u>オ</u> 計画を変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続きにより、国土交通大臣の <u>カ</u> を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
(5) 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。)は、第十五条第一項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続きにより、休止又は廃止の日の キ 月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
(6) 国土交通大臣は、旅客の <u>ク</u> を保護するため必要があると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該一般旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある <u>ケ</u> のため <u>コ</u> を締結することを命ずることができる。

9. 港湾運送事業法

- 1. 次の(1) \sim (5) のそれぞれにおける法令の規定を参照した①及び②の文章の正誤について、正しい組み合わせを選択肢ア \sim エから選び、解答欄に記入せよ。(5点)
- (1) ① 検量事業とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数又は重量の計算又は証明を行う事業をいう。
 - ② 港湾運送事業の許可を受けた者は、抵当権の目的とするため、港湾運送事業財団を設けることができる。
 - ア ①正、②正
 - イ ①正、②誤
 - ウ ①誤、②正
 - エ ①誤、②誤
- (2) ① 国土交通大臣は、災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な港湾運送であり、且つ、自発的に当該業務を行う者が著しく不足する場合であれば、港湾運送事業者を指定して、貨物の取扱又は運送等を命ずることができる。
 - ② 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日から三月以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
 - ア ①正、②正
 - イ ①正、②誤
 - ウ ①誤、②正
 - エ ①誤、②誤
- (3) ① 申請者が罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること がなくなった日から五年を経過しない者である場合は、港湾運送事業の許可を受 けることができない。
 - ② 港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
 - ア ①正、②正
 - イ ①正、②誤
 - ウ ①誤、②正

- エ ①誤、②誤
- (4) ① 港湾運送事業者は、利用者に対し、収受した運賃又は料金の割戻をする場合は、 国土交通大臣の許可を受けなければならない。
 - ② 港湾運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた港湾 運送事業を引き続き営もうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
 - ア ①正、②正
 - イ ①正、②誤
 - ウ ①誤、②正
 - エ ①誤、②誤
- (5) ① 港湾運送関連事業とは、営利を目的とするとしないとを問わず、他人の需要に応じて、港湾においてする、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画、船積貨物の荷造り若しくは荷直し、船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃又は船積貨物の警備を行う事業をいう。
 - ② 港湾運送関連事業を営もうとする者は、あらかじめ、港湾ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者が当該届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - ア ①正、②正
 - イ ①正、②誤
 - ウ ①誤、②正
 - エ ①誤、②誤
- (1) 一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、荷受人の費用をもってこれを<u>ア</u>に寄託することができる。
- (2) イ とは、港湾においてする、船舶若しくははしけへの貨物の積込み、船舶若しくははしけからの貨物の取卸し、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出又はこれらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管を行う

事業をいう。

(3)	港湾荷役事	業等(の許可	を受けた者は、	他の港湾運送事業	美者から引き	き受けた港	據漢選送
13	こついては、	その	ウ	を自ら行わなけ	ければならない。			

- (4) 港湾運送事業の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、<u>工</u>を 定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。
- (5) 国土交通大臣は、一般港湾運送事業等の許可をしようとするときは、少なくとも、 港湾運送事業の種類及び<u>オ</u>ごとに国土交通省令で定める施設及び労働者を有する ものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

【語 群】

①港長 ②港湾 ③80パーセント ④はしけ運送事業 ⑤海運業者

⑥港湾運送事業財団 ⑦70パーセント ⑧港湾運送約款 ⑨営業所 ⑩運賃及び料金

①一般港湾運送事業 ②事業所 ③50パーセント ④港湾荷役事業 ⑤倉庫営業者

⑯定款 ⑰船舶 ⑱事業計画 ⑲全部 ⑳鑑定事業

10. 内航海運業法

法令の規定を参照した次の文章中、[]に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。 (10点)
(1) この法律は、内航運送の円滑かつ ア な運営を確保することにより、輸送の安全を確保するとともに、内航海運業の健全な発達を図り、もつて イ を増進することを目的とする。
(2) 総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内 航海運業を営む者は、事業 ウ の日から三十日以内に、国土交通省令で定 める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。
(3) 内航海運業法第三条第一項の <u>工</u> を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 営業所の名称及び オ
三 使用する船舶の名称、 カ 、総トン数その他国土交通省令で定める事項
四 船舶の貸渡しをする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者の氏名又 は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
(4) 国土交通大臣は、内航海運業法第八条第一項の内航運送 キ が荷主の正当な ク を害するおそれがあると認めるときは、当該内航海運業者に対し、期限を定めてその内航運送 キ を変更すべきことを命ずることができる。
(5) 内航海運業者は、 <u>ケ</u> 規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(6) 内航海運業法第十条第一項の規定により内航海運業者の コーを承継した者は、そ

の承継の日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

11. 港則法

1		巻則法の条文である 号を回答欄に記入る		可に入る適切な語句を下欄の語群から 肢は複数回使用してもよい。(3点)
	第一条 この活を目的とする	去律は、港内におい る。	けるア	の安全及び港内の整とんを図ること
		-	及びその イ	は、 ウで定める。
	【語群】			
	①船舶	②船舶航行	③船舶交通	④船舶運航
	⑤海域	⑥区域	⑦範囲	⑧適用海域
	⑨この法律	⑩政令	⑪国土交通省令	⑫運輸省令

- 2. 次の(1)~(6)に掲げる港則法の規定のうち、特定港以外の港について準用されるものを3つ選び、回答欄に記入せよ。 (3点)
- (1) 特定港内においては、汽艇等以外の船舶を修繕し、又は係船しようとする者は、 その旨を港長に届け出なければならない。
- (2) 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を 受けなければならない。
- (3) 特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- (4) 特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内において いかだをけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならな い。
- (5) 港長は、特定港内又は特定港の境界附近における船舶交通の妨となる虞のある強力な灯火を使用している者に対し、その灯火の滅光又は被覆を命ずることができる。
- (6) 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航 路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。

3. 次の文章群 (1) \sim (4) における①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の $1\sim4$ から選び、その番号を回答欄に記入せよ。 (4点)

(1)

- ① 特定港内で工事を行う者は、当該特定港の所在地を管轄する管区海上保安本部の 長の許可を受けなければならない。
- ② 港則法の工事又は作業の許可に係る規定は、特定港以外の港には適用されない。

(2)

- ① 港則法において「汽艇等」とは、「汽艇(長さ20メートル未満の汽船をいう。)、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶」をいう。
- ② 港内においては、相当の注意をしないで、油送船の付近で喫煙し、又は火気を取り扱ってはならない。

(3)

- ① 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。
- ② 積荷として危険物を積載した船舶が特定港に入港しようとするときは、当該特定港内のびょう地において港長の指揮を受けなければならない。

(4)

- ① 特定港内で船舶に火災が発生した場合、火災を示す警報として、汽笛又はサイレンをもって長音を5回吹鳴し、かつ、適当な間隔をおいて繰り返さなければならない。
- ② 港則法が適用される港内においては、船舶はみだりに汽笛又はサイレンを吹き鳴らしてはならない。

1	① 正	② IE
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② IE
4	① 誤	② 誤

12. 海上交通安全法

1. 次の文章は海上交通安全法の条文である。 「	内に入る適切な語句を下欄の
語群から選び、その番号を回答欄に記入せよ。なお、選択	肢は複数回使用してもよい。
	(4点)
第一条 この法律は、船舶交通が ア 海域における	5船舶交通について、特別の
交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規	見制を行なうことにより、船
舶交通の安全を図ることを目的とする。	
2 この法律は、東京湾、伊勢湾(伊勢湾の湾口に接する海	F域及び三河湾のうち伊勢湾
に接する海域を含む。)及び イ のうち次の各号	号に掲げる海域以外の海域に
適用するものとし、これらの海域と他の海域(次の各号に	ご掲げる海域を除く。)との
境界は、政令で定める。	
- ウ (昭和23年法律第174号) に基づく ェ	<u> </u>

【語群】

①混雑する ②ふくそうする ③特に多い ④他の海域に比べて多い

⑤瀬戸内海 ⑥瀬戸内海並びに玄界灘 ⑦瀬戸内海 (関門港を含む)

2. 次の文章(1)~(4)のうち、正しいものを2つ選び、回答欄に記入せよ。

(2点)

- (1) 海上交通安全法に基づく航路のうち、瀬戸内海の宇高東航路及び宇高西航路をこれ に沿って航行するときは、それぞれ北の方向及び南の方向に航行しなければならず、 また、東京湾の中ノ瀬航路及び浦賀水道航路をこれに沿って航行するときは、それぞ れ北の方向及び南の方向に航行しなければならない。
- (2) 海上交通安全法に基づく航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。
- (3) 海上交通安全法に基づく航路を航行しようとする巨大船は、海上保安庁長官に通報 しなければならないが、宇高東航路、宇高西航路及び水島航路については、船舶交通 の実態に鑑み、通報を要しない。

- (4) 海上交通安全法にいう船舶の「長さ」とは、海上衝突予防法における意義と同じであり、船舶の全長をいう。
- 3. 次の文章群 (1) ~ (4) における①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の 1 ~ 4 から選び、その番号を回答欄に記入せよ。 (4 点)

(1)

- ① 海上交通安全法が適用される海域において、船舶が他の船舶を追い越そうとするときは、国土交通省令で定めるところにより信号を行わなければならない。
- ② 海上交通安全法に基づく航路又はその周辺の政令で定める海域以外の海域で工事又は作業をしようとする者は、海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、過去に届出を行った工事又は作業と内容及び場所が概ね同一である行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

(2)

- ① 海上交通安全法において「巨大船」とは、「長さ200メートル以上の船舶又は総トン数500トン以上の船舶」をいう。
- ② 海上交通安全法に基づく航路を横断する船舶は、当該航路に対しできる限り直角に近い角度で、すみやかに横断しなければならない。

(3)

- ① 長さが50メートル以上の船舶は、指定海域に入域しようとするときは、海上保安 庁長官に通報しなければならない。
- ② 危険物積載船であって、その長さが国土交通省令で定める長さ以上の船舶は、海上交通安全法に基づく航路を航行しようとするときは、海上保安庁長官に通報しなければならない。

(4)

- ① 海上交通安全法に基づく航路の一定の区間では、追越しが禁止されている。
- ② 海上交通安全法においては、11の航路を定めている。

1	① 正	② E
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② E
4	① 誤	② 誤

13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

		に関する法律に関する び、その番号を解答欄	次の文章中の に入る適切 に記入せよ。(5点)
」以上の船	舶(海底及びその	 下における鉱物資源の	上の船舶及び最大搭載人員 <u>イ</u> 掘採に従事しているものを除 備え付けなければならない。
該船舶に燃		741.14	あつては、船舶所有者)は、当 供給証明書を ウ 間船内に備
日から起算			5果に関する通知を受けた日の翌 文書を添えて <mark>オ</mark> に再検査を
【語群】			
① 百五十トン	2	二百トン	③ 四百トン
④ 十人	5	十五人	⑥ 二十人
⑦ 一年	8	二年	9 三年
⑩ 十五日	(1)	三十目	⑫ 六十日
③ 国土交通力	(里) (里)	国土交通大臣の登録を	ご受けた検査機関
⑤ 環境大臣			
2. 海洋汚染等及	び海上災害の防止	に関する法律に関する	次の文章のうち、正しいものに

- は○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)
 - (1) 他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う総トン数百五十ト ン以上のタンカー(国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。)の船舶所有 者は、当該タンカーの乗組員のうちから、船長を補佐して船舶間貨物油積替えに関 する業務の管理を行わせるため、船舶間貨物油積替作業管理者を選任しなければな らない。
 - (2) 原動機製作者等は、放出量確認を受けることが困難な事由として国土交通省令で 定めるものに該当する場合を除き、原動機が船舶に設置された後速やかに、当該原 動機からの窒素酸化物の放出量が放出基準に適合するものであることについて、国 土交通大臣の行う確認を受けなければならない。

- (3) 基準適合燃料油を入手できなかった場合にとるべき措置を講じてもなお基準適合 燃料油を入手できない場合において、基準不適合燃料油を使用しようとする日本船 舶の船長が行う通報は、基準不適合油を搭載する場所を管轄する地方運輸局長(本 邦外で基準不適合油を搭載する場合にあっては、関東運輸局長)に対して行うもの とする。
- (4) 有効な海洋汚染等防止証書の交付を受けていない検査対象船舶の船舶所有者は、 当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に 設置された海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象 船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放 出防止措置手引書について国土交通大臣の行う検査を受けなければならない。
- (5) 海洋施設の設置の届出をした者は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。

14. 領海等における外国船舶の航行に関する法律

					6次の文章中の <u></u> に入る 終欄に記入せよ。(5点)	
全を 外国 にお	確保する上で重要で 船舶の航行の規制に	がある 上関す の秩	 ことにかんがみ、 る措置その他の必 序を維持するとと	領海等 要な事	■ を確保することが我が国の安 における外国船舶の航行方法、 事項を定めることにより、領海等 の不審な行動を抑止し、もって	
いて ろに せよ に通	当該外国船舶に通過より、あらかじめ、 うとする理由その他	島航行 当該 1の国	をさせる必要があ 外国船舶の名称、 土交通省令で定め ただし、停留等又	るとき う る事項 は通過	台に停留等をさせ、又は内水にお は、国土交通省令で定めるとこ 、停留等又は通過航行をさ 便を最寄りの海上保安庁の事務所 動航行をさせようとする理由が明 この限りでない。	
られ	(3) 海上保安官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っている外国船舶と認められる船舶があり、当該船舶の外観、 エ 、乗組員等の挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、当該船舶の船長等が第四条第一項の規定に違反していることが明らかであると認められるときは、当該船長等に対し、領海等において当該船舶に停留等を伴わない航行をさせるべきことを勧告することができる。 (4) オ は、第六条第一項の規定による立入検査の結果、当該船舶の船長等が第					
が明 停留 	等を伴わない航行を	・させ				
が明 停留 (4) 四条	等を伴わない航行を オーは、第六条 の規定に違反してい 去させるべきことを	き第一と	·項の規定による立 認めるときは、当	入検査		

- 2. 領海等における外国船舶の航行に関する法律に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)
- (1) 領海等とは、我が国の領海及び内水(新内水を除く。)をいう。
- (2) 領海等における外国船舶の航行は、通過(内水においては、新内水に係るものに限る。) 又は水域施設等との往来を目的として継続的かつ迅速に行われるものでなければならない。
- (3) 外国船舶の船長等は、領海等において、人命、他の船舶又は航空機を救助する場合、 停留等を伴う航行をすることができる。
- (4) 法第五条第一項の規定による通報は、書面により行わなければならない。
- (5) 法第六条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものである。

令和3年海事代理士試験 筆記試験問題

4時限目(15:30~17:40)

- 15. 船舶法
- 16. 船舶安全法
- 17. 船舶のトン数の測度に関する法律
- 18. 造船法
- 19. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等 に関する法律
- 20. 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

15. 船舶法

1. 次の文章は船舶法及び船舶法施行細則の条文である。
(1) 船籍港ハ <u>ア</u> ノ名称ニ依ル但 <u>イ</u> ノアノ存セサル区域ニ在 リテハ <u>イ</u> ノ名称トス
(2) 船舶法第五条第一項ノ規定ニ依リ船舶ノ登録ヲ為スニハ申請書ニ所有者ノ氏名又ハ名称、 ウ 及共有ナルトキハ各共有者ノ持分ヲ記載シタル エ ヲ添 ヘ之ヲ管海官庁ニ差出スヘシ
(3) 船舶所有者カ其船舶ヲ オ シタル場合ニ於テ其 カ ニ変更ヲ生シタルモノト認ムルトキハ遅滞ナク船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ其船舶ノ カ ノ 改測ヲ申請スルコトヲ要ス
(4) 外国ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ <u>キ</u> ヲ超ユルコトヲ得ス 日本ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ <u>ク</u> ヲ超ユルコトヲ得ス
(5) 日本船舶カ外国ノ港ニ碇泊スル間ニ於テ船舶国籍証書カ滅失若クハ毀損シ又ハ之ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ <u>ケ</u> ハ其地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得
(6) 日本船舶カ滅失若クハ沈没シタルトキ、 コ セラレタルトキ又ハ日本ノ サ ヲ喪失シ若クハ第二十条ニ掲クル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其 事実ヲ知リタル日ヨリニ週間内ニ抹消ノ登録ヲ為シ且遅滞ナク船舶国籍証書ヲ返還 スルコトヲ要ス船舶ノ存否カ シ 間分明ナラサルトキ亦同シ
(7) 日本船舶ノ所有者ハ国土交通大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ其船舶ノ船 籍港ヲ管轄スル管海官庁(其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アル トキハ最寄ノ管海官庁)ニ提出シ其 フ受クルコトヲ要ス
(8) 船舶法第十五条又ハ第十六条ノ規定ニ依リ仮船舶国籍証書ヲ請受ケントスル者ハ 第五号書式ノ申請書ニ セ ノ取得ヲ証スル書面ヲ添ヘ当該管海官庁ニ差出ス ヘシ
(9) 船舶国籍証書ノ ソ ヲ申請シタル場合ニ於テ其交付アリタルトキハ遅滞ナ ク旧証書ヲ返還スヘシ

2. 次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。

- (1) 日本船舶は、船舶安全法第九条第一項に定める船舶検査証書を受有していれば船舶国籍証書または仮船舶国籍証書の交付を受けていなくとも測度を受ける場所まで航行することができる。
- (2) 船舶国籍証書の記載事項に変更があった場合は、変更の登録をしてから2週間以内に書換えの申請をしなければならない。
- (3) 代表者の3分の2が日本国民である一般社団法人の所有に属する船舶は日本船舶である。
- (4) 船首両舷の外部に船名、船尾外部の見やすい場所に船舶番号を標示しなければならない。
- (5) 船舶原簿に記録した事項を証明する書面である登録事項証明書は、該当する船舶 の船舶所有者以外は交付を申請することができない。

16. 船舶安全法

1.	法令の規定を参照した次の文章中、 に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。 (10点)
	(1) 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ ア 性ヲ保持シ且 イ ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ (2) 本法及本法ニ基ク命令中船舶所有者ニ関スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ ウ ヲ置キタルトキハ之ヲ ウ ニ、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ之ヲ エ ニ適用シ又船長ニ関スル規定ハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ之ヲ適用ス (3) 第五条又ハ第六条第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル検査ハ国土交通大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外船舶ノ オ ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ (4) 船舶検査証書ハ中間検査、 カ 検査又ハ特別検査ニ合格セザル船舶ニ付テハ之ニ合格スル迄其ノ効カヲ キ ス (5) 船舶安全法第一章ノ規定ニ依ル検査、認定、認可、型式承認若ハ検定又ハ検査若ハ検定ニ関スル書類ノ再交付若ハ ク ヲ受ケントスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ ケ ヲ国ニ納付スベシ (6) 船舶検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ定期検査ヲ受クルコト能ハザル船舶ニ付テハ当該船舶検査証書ハ其ノ有効期間満了後 コ 月迄ハ仍其ノ効カヲ有ス此ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ国土交通省
2.	令ヲ以テ之ヲ定ム 次の文章中、 に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)
	(1) 整備認定事業場において、アーに従い整備されたことを確認した物件についてはその後 イー 日以内に行う定期検査又は中間検査において当該確認に係る事項が省略される。 (2) 本法施行地において製造する長さ ウーメートル以上の船舶の エーは、製造
	検査を受けなければならない。 (3) 管海官庁は、定期検査に合格した船舶に対して、 オ (漁船については従業制限)、最大搭載人員、制限汽圧及び満載吃水線の位置を定め、船舶検査証書及び
	□ カ □ (小型船舶に限る)を交付する。 (4) 船舶検査証書を受有しない船舶を臨時に航行の用に供する時に行う検査を キ □ という。管海官庁は、 キ □ に合格した船舶に対して □ ク □ を交付する。 (5) 船舶検査証書又は臨時変更証を失ったことにより 「ケ 」を受けた場合は、その
	失った船舶検査証書又は臨時変更証は、コとなる。

17. 船舶のトン数の測度に関する法律

(1) この法律において「ア」とは、外板、仕切り(可動式のものを含む。)若しくは隔壁又は甲板若しくは覆い(天幕を除く。)により閉囲されている船舶内のすべての場所をいう。 (2) この法律において「イ」とは、次条第一項の国際総トン数及び第六条第一項のウーを記載した証書であつて、この法律の規定に基づき国際航海に従事する長さエーメートル以上の日本船舶について交付されるものをいう。 (3) オーは、我が国における海事に関する制度において、船舶のクーを表すための主たる指標として用いられる指標とする。 (4) ウーは、旅客又は「キーの運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の力を表すための指標として用いられる指標とする。 (5) 船舶所有者は、イーの記載事項について変更があつたときは、その変更があつた日からクー以内に、国土交通大臣に対し、そのケーを申請しなければならない。 (6) 船舶所有者は、イーが減失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、国土交通大臣に対し、その「コーを申請することができる。 【語群】 1. 閉囲場所 2. 除外場所 3. 暴露場所 4. 関放場所 5. 船舶国籍証書 6. 仮船舶国籍証書 7. 載貨重量トン数証書 8. 国際トン教証書 9. 総トン教証書 10. 国際総トン数 11. 総トン数 12. 載貨重量トン数証書 10. 国際総トン数 11. 総トン数 12. 載貨重量トン数 13. 純トン数 14. 十二 15. 二十 16. 二十四 17. 重量 18. 大きさ 19. 長さ 20. 排水量 21. 貨物 22. 燃料油 23. 船員 24. 一週間 25. 二週間 26. 一箇月 27. 三箇月 28. 修正 29. 書換え 30. 再交付	次の文章は、「船舶のトン数 る適切な語句を下の語群から選		条文である。 ア 〜 コ に入 己入せよ。(10点)
ウ を記載した証書であつて、この法律の規定に基づき国際航海に従事する長きエメートル以上の日本船舶について交付されるものをいう。 (3) 才は、我が国における海事に関する制度において、船舶の力を表すための主たる指標として用いられる指標とする。 (4) ウは、旅客又はキの運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の力を表すための指標として用いられる指標とする。 (5) 船舶所有者は、イの記載事項について変更があつたときは、その変更があつた日からク以内に、国土交通大臣に対し、そのケを申請しなければならない。 (6) 船舶所有者は、イが減失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、国土交通大臣に対し、そのコを申請することができる。 【語群】 1. 閉囲場所 2. 除外場所 3. 暴露場所 4. 開放場所 5. 船舶国籍証書 6. 仮船舶国籍証書 7. 載貨重量トン数証書 8. 国際トン数証書 9. 総トン数証書 10. 国際総トン数 11. 総トン数 12. 載貨重量トン数 13. 純トン数 14. 十二 15. 二十 16. 二十四 17. 重量 18. 大きさ 19. 長さ 20. 排水量 21. 貨物 22. 燃料油 23. 船員 24. 一週間 25. 二週間 26. 一箇月 27. 三箇月	は隔壁又は甲板若しくは覆		
主たる指標として用いられる指標とする。 (4) ウは、旅客又は「キ」の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の「カを表すための指標として用いられる指標とする。 (5) 船舶所有者は、「イ」の記載事項について変更があつたときは、その変更があつた日から「ク」以内に、国土交通大臣に対し、その「ケ」を申請しなければならない。 (6) 船舶所有者は、「イ」が減失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、国土交通大臣に対し、その「コ」を申請することができる。 【語群】 1. 閉囲場所 2. 除外場所 3. 暴露場所 4. 開放場所 5. 船舶国籍証書 6. 仮船舶国籍証書 7. 載貨重量トン数証書 8. 国際トン数証書 9. 総トン数証書 10. 国際総トン数 11. 総トン数 12. 載貨重量トン数 13. 純トン数 14. 十二 15. 二十 16. 二十四 17. 重量 18. 大きさ 19. 長さ 20. 排水量 21. 貨物 22. 燃料油 23. 船員 24. 一週間 25. 二週間 26. 一箇月 27. 三箇月	ウを記載した証書であ	 つて、この法律の規定に基	基づき国際航海に従事する長さ
を表すための指標として用いられる指標とする。 (5) 船舶所有者は、			ヽて、船舶の <u>カ</u> を表すための
日から ク 以内に、国土交通大臣に対し、その ケ を申請しなければならない。 (6) 船舶所有者は、 イ が減失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、国土交通大臣に対し、その コ を申請することができる。 【語群】 1. 閉囲場所 2. 除外場所 3. 暴露場所 4. 開放場所 5. 船舶国籍証書 6. 仮船舶国籍証書 7. 載貨重量トン数証書 8. 国際トン数証書 9. 総トン数証書 10. 国際総トン数 11. 総トン数 12. 載貨重量トン数 13. 純トン数 14. 十二 15. 二十 16. 二十四 17. 重量 18. 大きさ 19. 長さ 20. 排水量 21. 貨物 22. 燃料油 23. 船員 24. 一週間 25. 二週間 26. 一箇月 27. 三箇月			所とされる船舶内の場所の カ
を申請することができる。 【語群】 1. 閉囲場所 2. 除外場所 3. 暴露場所 4. 開放場所 5. 船舶国籍証書 6. 仮船舶国籍証書 7. 載貨重量トン数証書 8. 国際トン数証書 9. 総トン数証書 10. 国際総トン数 11. 総トン数 12. 載貨重量トン数 13. 純トン数 14. 十二 15. 二十 16. 二十四 17. 重量 18. 大きさ 19. 長さ 20. 排水量 21. 貨物 22. 燃料油 23. 船員 24. 一週間 25. 二週間 26. 一箇月 27. 三箇月			
1. 閉囲場所2. 除外場所3. 暴露場所4. 開放場所5. 船舶国籍証書6. 仮船舶国籍証書7. 載貨重量トン数証書8. 国際トン数証書9. 総トン数証書10. 国際総トン数11. 総トン数12. 載貨重量トン数13. 純トン数14. 十二15. 二十16. 二十四17. 重量18. 大きさ19. 長さ20. 排水量21. 貨物22. 燃料油23. 船員24. 一週間25. 二週間26. 一箇月27. 三箇月			
4. 開放場所5. 船舶国籍証書6. 仮船舶国籍証書7. 載貨重量トン数証書8. 国際トン数証書9. 総トン数証書10. 国際総トン数11. 総トン数12. 載貨重量トン数13. 純トン数14. 十二15. 二十16. 二十四17. 重量18. 大きさ19. 長さ20. 排水量21. 貨物22. 燃料油23. 船員24. 一週間25. 二週間26. 一箇月27. 三箇月	【語群】		
7. 載貨重量トン数証書8. 国際トン数証書10. 国際総トン数11. 総トン数13. 純トン数14. 十二16. 二十四17. 重量19. 長さ20. 排水量22. 燃料油23. 船員25. 二週間26. 一箇月	1. 閉囲場所	2. 除外場所	3. 暴露場所
10. 国際総トン数11. 総トン数12. 載貨重量トン数13. 純トン数14. 十二15. 二十16. 二十四17. 重量18. 大きさ19. 長さ20. 排水量21. 貨物22. 燃料油23. 船員24. 一週間25. 二週間26. 一箇月27. 三箇月	4. 開放場所	5. 船舶国籍証書	6. 仮船舶国籍証書
13. 純トン数14. 十二15. 二十16. 二十四17. 重量18. 大きさ19. 長さ20. 排水量21. 貨物22. 燃料油23. 船員24. 一週間25. 二週間26. 一箇月27. 三箇月	7. 載貨重量トン数証書	8. 国際トン数証書	9. 総トン数証書
16. 二十四17. 重量18. 大きさ19. 長さ20. 排水量21. 貨物22. 燃料油23. 船員24. 一週間25. 二週間26. 一箇月27. 三箇月	10. 国際総トン数	11. 総トン数	12. 載貨重量トン数
19. 長さ20. 排水量21. 貨物22. 燃料油23. 船員24. 一週間25. 二週間26. 一箇月27. 三箇月	13. 純トン数	14. 十二	15. 二十
22. 燃料油 23. 船員 24. 一週間 25. 二週間 26. 一箇月 27. 三箇月	16. 二十四	17. 重量	18. 大きさ
25. 二週間 26. 一箇月 27. 三箇月	·		·
			, _, ·
28. 修正 29. 書換え 30. 再交付			
	28. 修正	29. 書換え	30. 再交付

18. 造船法

1. 次の文章は法令の一文を記載したものである。次の文章中の に入る適切な	よ語
句を解答欄に記入せよ。	
(6点)	
(1) 国土交通大臣の許可を受けている船舶の製造をする施設を所有し、又は フ	7
ている者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な設備であって、	玉

は、国土交通大臣のウを受けなければならない。

※1:ここでいう造船台とは、平均潮高時における陸上耐圧部(せきとびらを 有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが五十メートル以上のものをさす。

土交通省令で定める造船台※1を新設し、 イ し、又は拡張しようとするとき

- (2) 施設の新設を行う者は、次に掲げる書類及び図面を申請書に添付するものとする。① 工 、最近の オ 及び損益計算書並びに現に行っている事業の概要を 説明した書類、②新設する施設に備える設備の概要及び当該施設の カ を示す 書類及び図面、③所要資金の額及びその調達方法を記載した書類、④許可基準に 適合することを説明する書類。
- 2. 造船法に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答 欄に記入せよ。(4点)
 - (1) 設備の増設の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了したときは、その日から一箇月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - (2) 鋼製の船舶の製造事業を営む者が、その事業を廃止したときは、二箇月以内に、 その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - (3) 造船法または造船法施行規則の規定により国土交通大臣に提出する書類は、国土交通大臣へ直接送付しなければならない。
 - (4) 船舶の製造事業を営む者が、国土交通大臣へその生産、販売、労務及び施設についての報告をする際、虚偽の報告を行った場合は、十万円以下の罰金に処する。

19. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に定める、	国際航海日本
船舶の保安の確保のために必要な措置について、次の文章中の に	入る適切な語
句又は数字を解答欄に記入せよ。	(10点)
(1) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る ア	(当該国
際航海日本船舶に係る イ 装置等の設置に関する事項、 ウ	措置の実
施に関する事項、船舶保安統括者の選任に関する事項、 エ の	選任に関する
事項、 オ の実施に関する事項及び船舶 カ 簿の備付け	に関する事項
その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通	省令で定める
事項について記載した規程をいう。)を定め、国土交通省令で定めると	ころにより、
これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。	
(2) 国際航海日本船舶とは、国際航海を行う日本船舶のうち、 キ	又は総トン
数が クトン以上の キ 以外のものである。	
(3) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際	統海に従事さ
せようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る 装置	等の設置に関
する事項、 措置の実施に関する事項、船舶保安統括者の選	任に関する事
項、 エ の選任に関する事項、 オ の実施に関する事項	
<u>カ</u> 簿の備付け並びに ア の備置き及びその適確な実施に	ついて国土交
通大臣の行うケ を受けなければならない。	
(4) 国際航海日本船舶の所有者は、船舶 簿をその最後の記載	をした日から
<u> コ</u> 年間当該国際航海日本船舶内に保存しなければならない。	

20. 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

	次(の船舶の再資源化解体の	趙止`	な実施	江に関する法律	に関す	する文章	を 中、 [ア	\sim $^{-2}$
-	こり	入る適切な語句を下の		から選	び番号を解答	欄に	記入せ』	t。	(10点)	-
(1)	1	この法律は、船舶の再資	酒ル	毎271大で	海正か宝塩を	તાં જો	なわよ	ナ ブ → :	工力 伝	一位人位
(1)		この伝作は、帰船の丹真の 安全かつ環境上適正な再								
	_	女生がつ環境上週上な舟: 、 ア の船舶所有者に		•						
		、 <u> </u>								
		再貢原化解体の計可の制 びその主務大臣による承								
		と等により、船舶の再資								
						女土	义い海は	尺リノル由コ	木业し	パー生石
(0)		境の保全に資することを 「アーの魞ీ師方老は 「			-	海 公	N W J	いはひァ	よい、ア	最ケー
(2)		<u>ア</u> の船舶所有者は、 に供しよるしまえしませ				-				
		に供しようとするときは、				-	-			
		ならない。なお、ア			・州台州日(こ~フレ・ こ	、有:	吾物質-	⁻見衣♡	の唯認	・ど仕息
(n)	_	受けることは、 オーでに		-	- 1	₩)J==	三日田マン	~ ~) \	マニル仕	いっムユ
(3)		有害物質一覧表とは、船								
		る有害物質の力及び	7	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	土父連有令で	正め,	るとこ を	うによ	り記載	これが
(4)		書をいう。	\1>=4 -		7	/L-)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, 4	<u> </u>	
(4)		イ の船舶所有者は、	_		_					
		<u>ケ</u> として当該再資源化り	群体·	を行り	場合を除さ、	<u> </u>		ケ	に行わ	せなけ
<i>(</i> - <i>)</i>		ばならない。	L-	7. b		भ वन् ।। . ।	 	·	ر میلید میلید	-11- 1
(5)	_	ウ の船舶所有者は、当								
		引渡し又は再資源化解体								譲渡し
	等(の相手方となろうとする	者に	対し、	_ コ _ を提供	しなり	ければな	よらなり	ر ۱ _۰	
		11-la p-la pl pl pl l		جـــار ماجـان	<u> </u>		11- 1- h		r.	
		特定船舶			日本船舶			. ,,,,,,,,	3	
		特別特定日本船舶							_	
					産業大臣			迪大臣	1	
					能					
	13.							rate tom		
		取扱方法								
		19. ISO 14001認証取得事業者								
	21. 再資源化解体業者						本業者			
		国土交通大臣指定解体業								
	25.	有害物質一覧表確認証書				書	27.	有害物	7質等情	青報
	28	相当計畫		20	相当証明書					